

鶴岡市教育委員会規則第6号

鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会行政組織規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「	<table border="1"><tr><td>スポーツ課</td><td>スポーツ振興係</td><td>スポーツ施設係</td></tr></table>	スポーツ課	スポーツ振興係	スポーツ施設係	を
スポーツ課	スポーツ振興係	スポーツ施設係			
「	<table border="1"><tr><td>スポーツ課</td><td></td></tr></table>	スポーツ課		に改	
スポーツ課					

める。

別表スポーツ課の項を次のように改める。

ス ポ ー ツ 課	(1) スポーツ推進計画に関する事項 (2) スポーツ推進審議会に関する事項 (3) スポーツ推進委員に関する事項 (4) スポーツ団体の育成、提携に関する事項 (5) スポーツ指導者の育成に関する事項 (6) スポーツ施設の整備及び管理運営に関する事項 (7) 学校体育施設使用に関する事項 (8) その他スポーツの推進及びスポーツ施設に関する事項
--------------	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。